

# 第7回糸魚川市教育委員会定例会会議録

(平成29年3月29日)

- 1 日時 平成29年3月29日(水) 午後3時00分から
- 2 会場 糸魚川市役所 203.204会議室
- 3 出席委員 教育長 田原 秀夫  
教育長職務代理者 佐藤 英尊  
委員 永野 雅美  
委員 楠田 昌樹  
委員 蘆本 修一
- 4 委員以外の出席者  
教育次長兼こども課長 佐々木繁雄  
こども課 課長補佐 磯野 豊 係長 林 壮一  
こども教育課 課長 山本 修 課長補佐 亀山 浩  
生涯学習課 課長 渡辺 孝志 課長補佐 小島 治夫  
文化振興課 課長 磯野 茂  
博物館 館長 宮島 宏  
市民会館 館長 大沢 喜昭  
書記 こども課主査 仲谷 貴子
- 5 付議案件  
議案第 27号 専決処分の報告について  
糸魚川市子ども・子育て会議委員の委嘱の一部変更に関する申出について  
議案第 28号 平成29年度糸魚川市子ども教育実践上の努力点の策定について  
議案第 29号 第2次糸魚川市生涯学習推進計画の策定について  
議案第 30号 糸魚川市学校運営協議会を設置する学校の指定について  
議案第 31号 糸魚川市学校運営協議会委員の委嘱について  
議案第 32号 糸魚川市スポーツ推進委員の委嘱について

- 議案第 33号 糸魚川市学校預り金取扱要綱の制定について
- 議案第 34号 糸魚川市学校給食運営委員会設置要綱の制定について
- 議案第 35号 糸魚川市教育委員会公印規則に規定する公印の改印について
- 議案第 36号 糸魚川市教育委員会組織規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第 37号 糸魚川市学校教育研究会補助金交付要綱の一部改正の申出について
- 議案第 38号 糸魚川市いじめ等対策事業補助金交付要綱の一部改正の申出について
- 議案第 39号 糸魚川市教職員県外研修補助金交付規程の一部改正の申出について
- 議案第 40号 糸魚川市児童発達支援施設運営規程の一部改正の申出について
- 議案第 41号 糸魚川市相談支援事業所運営規程の一部改正の申出について
- 議案第 42号 糸魚川市立学校給食費徴収規則の一部改正の申出について

## 6 協議

- 協議第 5号 中学校いじめ問題について

## 7 報告

- 報告第 18号 補助執行事務に関する要綱の一部改正について  
糸魚川市障害児保育事業実施要綱
- 報告第 19号 補助執行事務に関する要綱の制定について  
糸魚川市立幼稚園一時預かり保育事業実施要綱
- 報告第 20号 補助執行事務に関する要綱の一部改正について  
糸魚川市こども及び妊婦のインフルエンザ予防接種費用助成要綱
- 報告第 21号 補助執行事務に関する規則の一部改正について  
糸魚川市養育医療措置費負担金徴収規則

- 報告第 22号 感染症の集団発生について
- 報告第 23号 いじめ・不登校の状況について
- 報告第 24号 子ども一貫教育基本計画ガイドマップ（縮刷版）の配布と活用について
- 報告第 25号 子ども一貫教育基本計画現状調査アンケートの結果と分析について
- 報告第 26号 各課・機関所管事項について
- 報告第 27号 教育委員会共催・後援事業について

8 会議録署名委員の指名 2番 永野委員

9 欠席委員 なし

10 傍聴者 4名

11 開会 午後3時00分

田原教育長

これより第7回教育委員会定例会を開催する。午後から教育委員の皆さんには、新年度からリニューアルオープンする相馬御風宅、きらら青海のカルチャースペース、博物館の噴水を見ていただいた。新たな施設をしっかりと維持管理し、市民の皆さんや市外から来られる皆さんにも親しんでもらえるようにしていかなければならない。

田原教育長  
佐々木次長

議案第27号専決処分の報告について、事務局の説明を求める。  
議案第27号は専決処分の報告についてである。糸魚川市子ども・子育て支援会議委員の委嘱の一部変更に関する申出についてである。

主任児童委員の変更に伴い、2月28日に磯野裕子さんを解嘱し、3月1日から小林八重子さんを委嘱したものである。小林八重子さんの任期は、平成29年3月31日から平成29年10月31日までである。なお、小林八重子さんの任期は磯野裕子さんの残任期間となっている。

子ども・子育て会議については、年2回程度開催をしております、

田原教育長  
靄本委員  
磯野課長補佐

子ども子育て支援計画の進捗管理、保育園・幼稚園の民営化、小学校の適正配置等について検討を行っている。

今ほどの説明について、ご質疑はないか。

任期が10月31日までとなっている理由は何か。

平成27年度から子ども・子育て新制度がスタートした。そのために、平成26年11月1日に新制度にかかる支援計画を審議するための公的な機関として子ども・子育て支援会議を設置し、委員を委嘱したことから、任期が10月末までとなっているものである。

委員が言われるように、年度途中での委員の交代は会議の主旨としてもすぐわないところもあるので、県に確認してみたい。

田原教育長  
委員  
田原教育長

それでは採決に入る。この議案についてご異議はないか。

(「異議なし」の声あり。)

異議なしと認め、承認する。

**原案のとおり承認**

田原教育長  
亀山課長補佐

議案第28号平成29年度糸魚川市子ども教育実践上の努力点の策定について、事務局の説明を求める。

これまでも子ども一貫教育の園・学校の具体的な取組みを定めるものとして、以前は教育の大綱と実践上の努力点を策定していたが、内容が重なる部分も多いため、「糸魚川市子ども教育 実践上の努力点」としてまとめて策定することとした。

1月から2月にかけて、校長、教頭、教務主任等の代表者を策定委員に選任し、1年間の振り返りをするとともに、新年度の努力点を定めたものである。

昨年度の文字中心のレイアウトから、写真を増やし、子ども一貫教育との整合性を図り、見やすく、分かりやすいレイアウトに変更している。知・徳・体や重要な3つの学習活動はもちろんのこと、3歳までを重視する糸魚川市の考え方がわかるよう、「母子保健・乳児保育・幼児教育の充実」を図の中心に配置したうえで、具体的な取組みを記載している。

教育課題への対応や努力点の取組状況についてもまとめて記載をしている。

田原教育長  
靄本委員

それでは採決に入る。この議案についてご異議はないか。

非常に体系もわかりやすく、見やすくまとめていただいた。3点について教えてほしい。

1点目は、キャリア教育の「夢ナビカルテ」とは具体的にどのようなものか。

2点目は、健やかな体の育成の「体力テストの結果」の傾向は、現在どのようになっているか。

3点目は、特別支援教育の充実についても、糸魚川市は力を入

れ、事業成果も上がっていると思う。特別支援学校がセンター的機能を果たすことについても記載があるが、現状はどのようなになっているのか。

亀山課長補佐

1点目の夢ナビカルテは、県事業で、子どもたちの夢の創造と実現のために取り組んでいる。学校によってはすでに導入している学校もある。新年度は全市的に取り組んでいきたいと考えている。

2点目の体力テストの結果については、糸魚川市がすぐれた結果であると受け止めている。全国の中でも新潟県は上位であり、新潟県の中でも糸魚川市は平均もしくは平均より少し高めだと認識している。

3点目の特別支援教育におけるセンター的機能であるが、ひすいの里総合学校の先生が、いろいろな学校で保護者や教員などの会議等にも積極的に参加し、適切な対応への指導や支援を行っており、その役割は果たしていると捉えている。一方でめだか園も幼児を対象にセンター的機能も果たしていると捉えている。

田原教育長  
委員

それでは採決に入る。この議案についてご異議はないか。

(「異議なし」の声あり。)

田原教育長

異議なしと認め、承認する。

**原案のとおり承認**

田原教育長

議案第29号第2次糸魚川市生涯学習推進計画の策定について、事務局の説明を求める。

渡辺課長

第2次糸魚川市生涯学習推進計画については、教育委員会2月定例会において計画の内容について協議をいただいたところである。その後、3月3日に附属機関である糸魚川市生涯学習推進委員会で最終審議を行ったものである。

平成29年度から平成35年度の計画期間を「学ぶ」「生かす」「つながる」の基本理念のもと、計画の推進と進行管理をしっかりと行っていきたい。

今後、この計画を受け、新年度は具体的にいつ、どこで、どのような事業を行っていくかということを実施計画としてまとめ、5月の推進委員会で審議していただくこととしている。1年間事業を行い、PDCAサイクルによる進行管理を行い、翌年度の事業につなげていくということを行っていくこととしている。

田原教育長  
鶴本委員

今ほどの説明について、ご質疑等はないか。

非常にわかりやすく見やすいものになっている。市民の皆さんにも理解できるようになっているのではないか。

進行管理はPDCAサイクルでと言う説明であったが、生涯学習推進委員会の委員ではない市民の皆さんからの評価はどのよう

渡辺課長

な形で吸い上げられることになるのか。

行政としては事務評価やP D C Aサイクルを第三者委員会で行えばよいという判断になっていくわけであるが、評価の前段として職員による評価を行いたい。職員は日々の業務の中で広報・広聴を行っている。公民館であれば、館長や主事、スポーツでもスポーツ団体や体育協会などとのやり取りの中で職員が聞き取りを行っている。職員それぞれの広聴活動によって、具体的な問題点や課題を洗い出し、第1段階として職員による評価を行い、第2段階の第三者委員会での評価につなげていきたい。

ひとつの会議だけの意見だけでは不十分であるため、職員は現場で積極的に声を拾い上げていくことが必要である。

佐藤教育長職務代理者

生涯学習という言葉が一般化されてずいぶん経っていると思う。市民の中にどのように具現化されているのか、その検証も必要である。生涯学習に取り組む姿勢、傾向や事例があると思う。生涯学習とはなんであるかということのを常に考えていかなければならない。

渡辺課長

生涯学習の理念とは、平成18年の教育基本法の中で新たに加わったところである。これまでの生涯学習と言うのは、どちらかと言うところから一方的な学習機会を提供して学んでもらうというところで終わってしまっていたが、人口減少の厳しい局面などについても敢えて触れている。具体的には地域づくりの部分で、地域住民が自主的に自分たちの地域について考え、プランを作成し行動に移しているという地域もある。学ぶだけでなく、学んで行動するという方向へシフトしていきたいと考えている。

佐藤教育長職務代理者

生きがいとしての学習を進めていかなければならないのではないかと。引っ張り出されているという意識から主体的に生きがいを感じて参加できることが理念の中に生きていくことが必要である。そういった理念の構築を持つことが必要と考える。

先日、中能生公民館が竣工したが、その際のあいさつの中で100歳で亡くなられた女性の話をした。その方は、亡くなる100歳まで自ら活発に彩りのある生活をしてこられた。公民館活動、生涯学習活動とはこういったものであろうと思う。一人一人の生きがいが生まれていくということが必要であると思う。

田原教育長  
委員

それでは採決に入る。この議案についてご異議はないか。  
（「異議なし」の声あり。）

田原教育長

異議なしと認め、承認する。

**原案のとおり承認**

田原教育長

議案第30号糸魚川市学校運営協議会を設置する学校の指定について、事務局の説明を求める。

山本課長	学校運営協議会いわゆるコミュニティスクールを設置する学校に磯部小学校、田沢小学校の2校を設置したいものである。
田原教育長	関連して、議案第31号糸魚川市学校運営協議会委員の委嘱についても、事務局の説明を求める。
山本課長	すでに設置している糸魚川小学校およびひすいの里総合学校に加え、今回新たに設置したい磯部小学校、田沢小学校の学校運営協議会委員を委嘱したいものである。
田原教育長	磯部小学校の委員は15名、糸魚川小学校およびひすいの里総合学校の委員は29名、田沢小学校の委員は14名である。
佐藤教育長職務代理者	任期は平成29年4月1日から平成30年3月31日までである。今ほどの説明について、ご質疑等はないか。
亀山課長補佐	今までの取組みの中で、コミュニティスクールに対する問題点など委員から聞かれたことはあるか。
佐藤教育長職務代理者	今年度、磯部小学校と田沢小学校においては、文部科学省の導入推進事業に取り組んできた。糸魚川小学校とひすいの里総合学校も実施する前年度に事前準備として導入推進事業に取り組んでいる。制度等についての疑問や問題について話はない。
亀山課長補佐	ただ、学校応援隊とのすみわけはどうなるのかと言う声は出されている。生涯学習課と調整をしながら進めていきたい。
佐藤教育長職務代理者	協議会の委員同様に教職員も同じ感覚で取り組んでいかなければならない。その対応はどうなっているか。
鶴本委員	他市の事例を聞いてみると、委員ではないが教職員も協議会に同席することによって情報共有を図っている学校もあるようである。こういった例を校長会等で紹介しながら教職員も情報を共有するように伝えていきたい。
永野委員	一体感のある取り組みをしてほしい。
山本課長	以前、校長会研修会でも取り上げているという話もあったが、取り組んでいる学校と取り組んでいない学校の意識の差を埋めていくことも重要である。校長会での研修を継続しながら、教頭会でも同様の研修を行ってほしい。
田原教育長	今後の予定はどうなっているか。
委員	平成30年度は糸魚川中学校区、青海中学校区の現在取り組んでいない学校と糸魚川東中学校区、平成31年度には能生中学校区の学校を指定する予定である。
田原教育長	それでは採決に入る。第30号議案についてご異議はないか。 (「異議なし」の声あり。)
田原教育長	異議なしと認め、承認する。
	原案のとおり承認
田原教育長	続いて議案第31号糸魚川市学校運営協議会委員の委嘱について

<p>委員 田原教育長</p>	<p>採決に入る。この議案についてご異議はないか。        (「異議なし」の声あり。)        異議なしと認め、承認する。  <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">原案のとおり承認</span></p>
<p>田原教育長 渡辺課長</p>	<p>議案第 32 号糸魚川市スポーツ推進委員の委嘱について、事務局の説明を求める。        任期満了に伴い委員の委嘱を行うものである。スポーツ推進員の任期は 2 年間となっており、任期は平成 29 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までである。委員定数は規則で 30 人以内と定めている。スポーツ推進委員はスポーツ基本法に基づいており、スポーツの普及、指導、地域との連携の役割を担っている。        30 人のうち、地区推薦として地区公民館単位での推薦を受けたものが 23 人、7 人が一般公募である。合併当初はすべて公募としていたが、スポーツ・健康づくりを進めるためには地域とのつながりも必要であることから、地区からの選任を優先させているところである。また、30 人のうち 8 人が新任である。</p>
<p>田原教育長 楠田委員 渡辺課長</p>	<p>今ほどの説明について、ご質疑等はないか。        地区からの人選はどのようになっているのか。        地区公民館長にお願いをして推薦をいただいている。地域の皆さんとの調整の中で適任者を選任していただいている。</p>
<p>田原教育長 委員 田原教育長</p>	<p>それでは採決に入る。この議案についてご異議はないか。        (「異議なし」の声あり。)        異議なしと認め、承認する。  <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">原案のとおり承認</span></p>
<p>田原教育長 山本課長</p>	<p>議案第 33 号糸魚川市学校預り金取扱要綱の制定について、事務局の説明を求める。        学校預り金の取り扱いについて、適正かつ効率的な執行を図るために新たに要綱を定めるものである。これまでは各学校でそれぞれに取り扱っており、不統一な部分もあったが、今後は要綱に沿って学校の内規を作成し、事務処理を行っていききたいものである。</p>
<p>田原教育長 靄本委員 亀山課長補佐</p>	<p>今ほどの説明について、ご質疑等はないか。        新規の要綱となるが、教職員にはどのように周知していくか。        要綱は市内の 4 名の事務主幹も加わり作成している。また、統括指導主事からも指導を受けながら作成した。今後は、概ね事務職員を中心に周知徹底を図る予定である。教頭等へも周知する。</p>
<p>田原教育長 委員</p>	<p>それでは採決に入る。この議案についてご異議はないか。        (「異議なし」の声あり。)</p>



田原教育長

異議なしと認め、承認する。

**原案のとおり承認**

田原教育長

第 34 号糸魚川市学校給食運営委員会設置要綱の制定について、事務局の説明を求める。

佐々木次長

新規の要綱設置である。これまでも能生地域では能生学校給食センター運営委員会があるが、糸魚川地域・青海地域にも同様の運営委員会を置くものである。

学校給食の実施計画に関する事項、給食費に関する事項、給食用物資の購入に関する事項を所掌事務とし、委員は 8 名以内で 2 年を任期としたいものである。

田原教育長

今ほどの説明について、ご質疑等はないか。

楠田委員

委員の委嘱はどうなるか。

磯野課長補佐

4 月以降委嘱する予定である。

田原教育長

それでは採決に入る。この議案についてご異議はないか。

委員

(「異議なし」の声あり。)

田原教育長

異議なしと認め、承認する。

**原案のとおり承認**

田原教育長

議案第 35 号糸魚川市教育委員会公印規則に規定する公印の改刻について、事務局の説明を求める。

佐々木次長

根知小学校長印について、古くなったことにより改印したものである。

田原教育長

今ほどの説明について、ご質疑等はないか。

佐藤教育長職務代理者

古い印鑑の処理はどうなるか。

磯野課長補佐

10 年間保存した後、処分する。

田原教育長

それでは採決に入る。この議案についてご異議はないか。

委員

(「異議なし」の声あり。)

田原教育長

異議なしと認め、承認する。

**原案のとおり承認**

田原教育長

議案第 36 号糸魚川市教育委員会組織規則の一部を改正する規則の制定について、事務局の説明を求める。

佐々木次長

次年度よりこども課に保育係が新設されることから、これまでのこども課子育て支援係で行ってきた分掌事務を次年度より子育て支援係と保育係に分けたものである。それに合わせ所要の改正を行ったものである。

田原教育長

今ほどの説明について、ご質疑等はないか。

楠田委員

改正により能生児童館に関する事務がなくなっているがどこが担当するのか。また、能生児童館以外にも分掌事務がなくなっ

磯野課長補佐 いるものがある。

田原教育長 今回、規則の一部改正に伴い、分掌事務を整理している。具体的に能生児童館については児童福祉の中に含むことで整理したところである。

田原教育長 それでは採決に入る。この議案についてご異議はないか。  
 (「異議なし」の声あり。)

田原教育長 異議なしと認め、承認する。  
原案のとおり承認

田原教育長 議案第 37 号糸魚川市学校教育研究会補助金交付要綱の一部改正について、議案第 38 号糸魚川市いじめ等対策事業補助金交付要綱の一部改正の申出について、議案第 39 号糸魚川市教職員県外研修補助金交付規程に一部改正の申出について、いずれも補助金の期間の延長であるため一括して事務局の説明を求める。

山本課長 議案第 37 号は糸魚川市学校教育研究会補助金交付要綱の期限を平成 29 年 3 月 31 日から 3 年間延長し平成 32 年 3 月 31 日までとしたいものである。

田原教育長 議案第 38 号は糸魚川市いじめ等対策事業補助金交付要綱の期限を同様に 3 年間延長したいものである。

佐藤教育長職務代理者 議案第 39 号の糸魚川市教職員県外研修補助金交付規程の期限についても同様に 3 年間延長したいものである。

山本課長 今ほどの説明について、ご質疑等はないか。

山本課長 教職員の県外研修の状況はどうか。

山本課長 今年度は京都の立命館小学校で研修を行った。その際の旅費はこの補助金を活用している。また、新聞を活用して教育を行う N I E で糸魚川中学校の教員が研修を行っている。

佐藤教育長職務代理者 組織として研修を進めるのは良いと思うが、教職員それぞれの研修意欲はどうか。

山本課長 この補助金は学校現場にとってはありがたいものである。他市にはない補助金だと思う。当市の教職員はこの補助金を活用して研修に出ることができる。学校現場の研修意欲を後押しする事業である。

田原教育長 委員 それでは採決に入る。議案第 37 号についてご異議はないか。  
 (「異議なし」の声あり。)

田原教育長 異議なしと認め、承認する。  
原案のとおり承認

田原教育長 続いて、議案第 38 号糸魚川市いじめ等対策事業補助金交付要綱の一部改正の申出について採決に入る。この議案についてご異議はないか。

委員 田原教育長	(「異議なし」の声あり。) 異議なしと認め、承認する。 <b>原案のとおり承認</b>
田原教育長	続いて、議案第 39 号糸魚川市教職員県外研修補助金交付規程に一部改正の申出について採決に入る。この議案についてご異議はないか。
委員 田原教育長	(「異議なし」の声あり。) 異議なしと認め、承認する。 <b>原案のとおり承認</b>
田原教育長	議案第 40 号糸魚川市児童発達支援施設運営規程の一部改正の申出について、議案第 41 号糸魚川市相談支援事業所運営規程の一部改正の申出について、一括して事務局の説明を求める。
佐々木次長	議案第 40 号、議案第 41 号は発達支援センターめだか園に係る規程の一部改正である。議案第 40 号は事業所における職員の職種について、柔軟に対応ができるように所要の改正を行ったものである。議案第 41 号については、園長の職については削除し、児童発達支援管理責任者とするものの改正を行ったものである。
田原教育長 委員 磯野課長補佐	今ほどの説明について、ご質疑等はないか。 通称で園長という呼び名は残るのか。 通称としては園長として働いている。県基準としては「児童発達支援管理責任者」が必置となっており、それに合わせるために規則改正を行うものである。
楠田委員 磯野課長補佐	管理者はこども課長から誰になるのか。 4 月以降も管理者はこども課長の予定である。ただし、こども課長と定めることによってこども課長しか管理者になれないということにもなるので、柔軟な対応をするためにこども課長と言う文言をあえて削除したものである。
田原教育長 委員 田原教育長	それでは採決に入る。この議案についてご異議はないか。 (「異議なし」の声あり。) 異議なしと認め、承認する。 <b>原案のとおり承認</b>
田原教育長	続いて、議案第 41 号糸魚川市相談支援事業所運営規程の一部改正の申出について採決に入る。この議案についてご異議はないか。
委員 田原教育長	(「異議なし」の声あり。) 異議なしと認め、承認する。 <b>原案のとおり承認</b>

田原教育長

議案第42号糸魚川市立学校給食費徴収規則の一部改正の申出について、事務局の説明を求める。

佐々木次長

根知小学校の学校給食費の徴収について、徴収月額を5,300円から5,400円に改めたいものである。学校給食費の精算を3月徴収分で行っているところであるが、3月分の徴収額が他の月に比べて多くなることから改正をしたいものである。

永野委員

どのくらいの金額が増額となるのか。

林係長

通常徴収額に1,000円から1,500円が上乗せとなることである。月々の支払額をなるべく平準化してほしいとの保護者からの申出が学校にあったことで徴収月額を改正するものである。

田原教育長  
委員

それでは採決に入る。この議案についてご異議はないか。  
〔「異議なし」の声あり。〕

田原教育長

異議なしと認め、承認する。

**原案のとおり承認**

田原教育長

協議に入る。

田原教育長

協議第5号中学校いじめ問題について、事務局の説明を求める。

山本課長

2月21日にいじめ問題専門委員会から提出された報告書にある提言を受け、取組方針をまとめた。提言は4つあった。

提言1の1.2は「子どもらの教育に関わる教員、学校、教育委員会、保護者及びその関係者は、いじめ防止を最優先し、かつ連携して取組みをするべきである。」とあり、その中にも「1 教員間の連携」、「2 学校・教員と保護者との連携」である。

その提言に対する目標は、2つである。

1 学校の組織力、教職員のいじめに対する認知力・対応力を高める。

2 いじめ等の未然防止に向け、児童生徒の社会性を育む。

目標に対する取組方針は、4点である。

1 組織として機能する生徒指導体制をつくるため、各学校のいじめ防止対策基本方針を随時検証し、生徒指導体制の改善を図る。

2 市教育委員会指導主事、生徒指導支援員を4中学校区に担当として配置する。

3 全教職員のいじめへの対応力を高めるため、いじめ事例研修会、hyper-QUの結果活用研修会を実施する。

4 子どもたちに、「他者の心の痛みに気付く人権感覚や多様性を認める意識や感性」を育むため、道徳教育や人権教育、同和教育を推進する。

提言1の3は「学校・教員と社会体育との連携」である。

その提言に対する目標は、子どもたちの健全育成に向けて学校

と社会体育の役割を明確にし、連携して指導にあたる。

また、目標に対する取組方針は2点である。

1 社会体育団体に対し、スポーツ基本法に定めるスポーツを行うものの権利・利益の保護や心身の健康保持・増進、安全の確保に配慮した指導を求めていく。

2 学校と社会体育団体でルールを定め、状況に応じて懇談会等を定期に開催するなど連携を密にして子どもの育成に努める。

提言1の4は「教育委員会の責務」である。

その提言に対する目標は、教育委員会は、子どもの健全育成に向けて、いじめ防止及び早期解決のため、積極的に学校に入り込み、学校の課題を互いに共有するとともに、課題解決を協働で行う。

また、目標に対する取組方針は3点である。

1 教育委員会事務局は、重大ないじめ事案の現状及び対応状況を把握するため、課題解決に向けた対策チームを組み、解決に向けた方策を検討し、その対応に当たる。

2 教育委員、教育委員会事務局職員は、学校教職員、保護者会との懇談を持ち、情報共有及び意識の共有を図る。

3 教育委員会は、いじめ問題専門委員会に教育委員会及び学校の取組み状況を報告する。

提言2は、「糸魚川市教育委員会は、親が生徒と日常生活をともにできない状況において、生徒の事実上の区域外就学を許可すべきではない。」である。

その提言に対する目標は、生徒が心身の健康を保ち、かつ安心な学校生活を送ることができるようにする。

また、目標に対する取組方針は2点である。

1 市教育委員会は、いじめ問題専門委員会の提言にある「中学1年生というまだ小学校を卒業したばかりで精神的にも未成熟な子どもが親元から離れて団体生活をするのは子どもの発達段階を考慮していないものと考えられる。」とする趣旨に沿えるよう、生徒の発達状況に応じて講じるべき方策について関係者で協議を行う。

2 生徒の心身の健康管理及び安心して学校生活を送れるように、学校及び保護者等が連携して対応する。

提言3は「糸魚川市教育委員会は、特別スポーツ推進委員を特定の中学校に配属することをやめるべきである。」である。

その提言に対する目標は、糸魚川市特別スポーツ推進委員を特定の学校に配属しない。

また、目標に対する取組方針は1点である。

1 特別スポーツ推進委員は配置しない。学校外部指導者を配置

する場合は関係者が十分な協議を行い、業務内容を明確にする。

提言4は「糸魚川市教育委員会は、学校相談員制度（仮称）をもうけて、学校と保護者或はその関係者との間に紛争が発生した場合、同相談員を立会いさせて苦情や紛争の解決を図るべきである。」である。

その提言に対する目標は、生徒指導上の問題において、学校と保護者等関係者との関係に複雑化や困難化が生じたり、または生じる恐れがある場合、早期解決に向けて体制の強化を図る。

また、目標に対する取組方針は2点である

1 法や過去の事例・判例等に詳しい人材、豊富な教育経験を持つ人材による相談体制を整える。

2 学校相談員として、法の専門家である弁護士や豊富な教育経験を持つ教職員OB、スクールソーシャルワーカーなどの選任を行う。

説明は以上である。この取組方針について協議をいただき、これを基に当該生徒、当該校、社会教育団体との話し合いを進めていきたい。

田原教育長  
佐藤教育長職務代理者

今ほどの説明について、ご質疑等はないか。

こういった提言に対する取組を具体的に進めるのと同時進行でいじめについてより掘り下げた人間関係のあり方を検証していかないとよい方向には向いていかないのではないかと考えている。

山本課長

提言1にあるようにいじめ防止を最優先するべきだと考える。早期対応の前にいじめ防止だと捉えている。そのために教職員の人権感覚や子どもたちの意識を高めていくことが必要である。そのために教職員は何をすればよいのか、子どもたちは何を学ばなければならないのか、社会教育団体は何をするべきなのかを具体的に考え取り組んでいかなければならない。

永野委員

いじめ問題専門委員会の動きはとても早く、しっかりと報告書をまとめていただいた。それを受けて教育委員会もスピード感を持って取り組んでいかなければならない。その中で今回示されたのは、目標と取組方針だけなので、これに対応する具体案を早急にまとめていく必要があるのではないか。

うやむやのままで終わってしまったり、まわりから教育委員会が何もしていないように思われるようなことにはしてはいけない。

鶴本委員

本来であれば、本年度中に具体案まで取りまとめてほしかった。

再発防止のための具体的な提言が出されて、この内容について関係者は説明を受けたり、一部マスコミ報道があったりしたが、この内容は関係者だけでなく、各学校、保護者までに広げて、広げることにより関心を持ってもらわなければならないのではない

か。教育委員会の猛反省を含めて。そういったステップがないと自分自身の問題としてとらえない。ぜひ、この提言の内容や教育委員会の取組みについても早急に公表していくべきではないか。提言が出されてから日が経っているのに、当事者や関係者は不安感や期待感の中にいるのではないか。校長会、教頭会でも当事者意識を持って取り扱ってほしい。

提言の2の区域外就学については、現在、区域外就学となっている生徒もおり、その生徒も配慮した対応が必要と思う。早く対応してほしい。

佐藤教育長職務代理者

この提言に対して行った具体的な内容についてはどのように進捗状況等を確認するのか。

山本課長

いじめ問題専門員会に教育委員会や学校の取組状況を報告することとしている。教育委員の皆さんにも適宜報告をし、ご意見をいただきたいと思っている。

永野委員、蘆本委員からもスピーディーな対応についてご意見をいただいたところであるが、事務局でも具体的な案は作成しているが、学校や関係団体と十分に協議をし、決まった段階で報告をしていきたい。

田原教育長

進捗状況は、教育委員会や総合教育会議、いじめ防止連絡協議会などへも報告をしていく。各方面の方からも協力いただく中でご意見をいただいていく。

協議については、今回、ご指摘いただいたことを受け、修正をしていくことで終了とする。

田原教育長

報告第18号補助執行事務に関する要綱の一部改正について、事務局の説明を求める。

磯野課長補佐

糸魚川市障害児保育事業実施要綱については、要綱名を糸魚川市障害児等保育事業実施要綱と改める。現在、障害児保育においては、障害者手帳や特別児童扶養手当を受給している場合に県の補助を受け、委託料を支給している。ただ、現状として手帳取得や手当受給がない場合でも特別な支援を要する園児がおり、委託料の有無にかかわらず加配保育士を配置している。県の補助対象とならない場合であっても、市の判定会により一定の条件を満たした場合には、市からも委託料を支給するというものである。委託料の金額は、県の補助対象となった場合と同額の県の基準月額の2倍とする。

佐藤教育長職務代理者

教育支援委員会との関わりはどうか。

磯野課長補佐

教育支援委員会と判定会は違うものである。就学を迎える年長児を対象とする就学支援委員会とは違い、判定会は園児全体を対象としている。

田原教育長	報告第 19 号補助執行事務に関する要綱の制定について、事務局の説明を求める。
磯野課長補佐	糸魚川市立幼稚園一時預かり保育事業実施要綱を新たに制定するものである。青海地域の幼稚園では降園後に、青海総合福祉会館で社会福祉協議会が一時預かり事業を行ってきたが、社会福祉協議会から保育士確保が難しいとの申し出があったため、市が直営で行うために要綱が必要となったものである。
田原教育長	報告第 20 号補助執行事務に関する要綱の一部改正について、事務局の説明を求める。
磯野課長補佐	糸魚川市こども及び妊婦のインフルエンザ予防接種費用助成要綱の一部改正である。助成対象については、現在、0歳から13歳未満の者、中学3年生に相当する者、高校3年生に相当する者としているが、その対象を学年問わず、0歳から高校3年生に相当する年齢までの者に拡大するものである。なお、子どもに加え、妊婦も助成対象者としている。
田原教育長	報告第 21 号補助執行事務に関する規則の一部改正について、事務局の説明を求める。
磯野課長補佐	糸魚川市養育医療措置費負担金徴収規則の一部改正である。根拠法となる地方税法等の改正により条項ずれ等が生じたために改正するものである。
田原教育長	報告第 22 号感染症の集団発生について、事務局の説明を求める。
山本課長	いずれもインフルエンザA型による学級閉鎖、学年閉鎖である。詳細はお手元の資料のとおりである。
佐藤教育長職務代理者	感染源を作らないために家庭でのうがい・手洗いを徹底してほしい。
山本課長	人込みを避ける、マスクを着用する、うがい・手洗いを励行することを指導しているが、どうしても週明けになると罹患者数が増える傾向にはあると思う。保護者にもお願いをしていきたい。
田原教育長	報告第 23 号いじめ・不登校の状況について、事務局の説明を求める。
亀山課長補佐	2月中のいじめ認知件数は、小学校で3件、中学校で1件であった。取組状況は、一定の解消が1件、取組中が3件となっている。特別な支援を必要とする子どもの場合には繰り返し指導を行っているが、同じようにたたく行為を繰り返す場合もある。 不登校の状況は、小学校で6人、中学校で30人となっている。先月より、小学校で1名、中学校が5名増えている。



田原教育長

報告第 24 号子ども一貫教育基本計画ガイドマップ（縮刷版）の配布と活用について、報告第 25 号子ども一貫教育基本計画現状調査アンケートの結果と分析について、事務局の説明を求める。

亀山課長補佐

作成に時間がかかったが、子ども一貫教育基本計画ガイドマップの縮刷版を全戸配付した。今後は平成 28 年度から平成 31 年度を前期取組期間として具体的な事業を行っていく。平成 30 年度にはアンケートを実施し、平成 31 年度計画の改善・修正を行っていく。また、現状調査アンケートを行った結果についても取りまとめた。

内容は配付資料のとおりである。

田原教育長

報告第 26 号各課・機関所管事項について、事務局の説明を求める。

磯野課長補佐

こども課所管事項報告

亀山課長補佐

こども教育課所管事項報告

小島課長補佐

生涯学習課所管事項報告

磯野課長

文化振興課所管事項報告

宮島館長

博物館所管事項報告

大沢館長

市民会館所管事項報告

田原教育長

報告第 27 号教育委員課員共催・後援事業については、記載のとおりである。

## 12 その他

なし

## 13 次回教育委員会定例会開催日

平成29年 4 月 28 日（金） 午前10時より

## 14 閉会

田原教育長

第 7 回教育委員会定例会を閉会する。

午後 5 時36分 終了